一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第７条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年１１月１９日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　競争入札に付する事項

⑴　工事件名

路面復旧工事

⑵　工事場所

伏見区外環状線、醍醐高畑町～石田大受町　地内

⑶　工事概要

設計書及び特記仕様書に記載の工事

⑷　工期

契約の日の翌日から令和１０年３月１５日まで

⑸　支払条件

ア　前金払

請負代金の４割を超えない範囲内（中間前払金については２割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、同一会計年度内にあっては、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ　部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、同一会計年度内にあっては、中間前払金を請求した後は、年度末及び年度末後に出来高予定額に達したときを除いて部分払を請求することはできないこととする。

⑹　週休２日制度について

適用については、設計図書（仕様書及び設計書）による。

⑺　施工方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式

２　本件入札に関する問合せ先

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局総合庁舎２階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話　０７５－６７２－７７２８　ＦＡＸ　０７５－６８２－０２８６）

ホームページのアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

３　入札参加資格に関する事項

共同企業体として次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　構成員の資格要件

一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（エにあっては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

ア　全ての構成員は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第３条の規定に基づき、令和８年度の舗装工事の種目のランクが「A」であること。

イ　代表者となる構成員は、建設業法に基づく舗装工事業に係る監理技術者を１名配置し得ること。

代表者以外となる構成員は、建設業法に基づく舗装工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を１名配置し得ること。

なお、それぞれの当該技術者については、次の条件を全て満たしていること。

⑺　直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き３か月以上の雇用関係がある）こと。

⑴　入札参加資格確認申請日において他の工事に監理技術者又は主任技術者として配置されておらず、契約工期（注）において専任で配置が可能な者であること。

注　完成検査後の後片付けのみの期間等として設計図書・打合せ簿等により専任を要さないとされた期間を除く。

※　監理技術者補佐を専任で配置すれば、本市内の２工事等を監理技術者が兼任できる。

※　ＩＣＴの活用、連絡員の配置、下請３次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）１億円（建築一式工事では２億円）未満の２時間程度で移動可能な２工事等を技術者が兼任できる。

※　ＩＣＴの活用、連絡員の配置、下請３次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）１億円

（建築一式工事では２億円）未満の２時間程度で移動可能な１工事等（技術者）と営業所（営業所技術者）を兼任できる。

※　一体性が認められる工作物等に係る複数の工事等を技術者が兼任できる。

※　密接し（工作物等に一体性若しくは連続性が認められ、又は相互に調整を要する）近接した２程度の工事等を主任技術者が兼任できる。

㈣　監理技術者を配置する場合においては、監理技術者講習を修了していること。

ウ　構成員は、本件工事に係る２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ　全ての構成員が、要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

オ　全ての構成員が、以下のいずれにも該当しないこと。

㈠　京都市上下水道局（以下「当局」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

㈡　当局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後３時までに提出した場合に限る。以下同じ。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

㈢　当局が令和８年４月１日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、既に２件落札していることにより、年間（令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。以下同じ。）における新たな入札への参加を制限されている場合

カ　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

㈠　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ａ　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑷　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

⑻　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

⑼　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

⑽　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

⑾　その他業務を執行する者であって、⑻から⑽までに掲げる者に準ずる者

ｂ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑸　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記⑺又は⑷と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑵　結成方法

２者による自主結成とし、構成員の重複は禁止する。ただし、同時期に発注する他

の入札に係る共同企業体の構成員になることは妨げない。

⑶　出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、３０パーセントとする。

⑷　その他

ア　共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が当局へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ　共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ　共同企業体の成立日は、一般競争入札参加資格審査申請書の提出日以前とすること。

４　入札方法等

⑴　本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。また、入札は、共同企業体の代表者となる構成員のカードで行うこと。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない。）　。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ　入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

⑵　本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、⑹に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア　インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等の全部又は一部については、購入することができるものとするが、この場合、インターネットを利用して複写承認書を入手し、⑶により設計図書等を購入する。

イ　端末機利用者は、契約会計課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、⑶により設計図書等を購入する。

⑶　⑵ア後段及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、⑵で入手した複写承認書を、⑵の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、設計図書等の販売業者が休業のため購入できない。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町５番地２４

（電話０７５－８７１－８４００）

⑷　落札価格は、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

⑸　入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

⑹　入札期間

令和８年１２月２１日（月）、２２日（火）及び２３日（水）の午前９時から午後５時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後１時までを除く。

⑺　予定価格及び最低制限価格

予定価格及び最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

⑻　積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、⑽に記載の方法により次の書類を提出しなければならず、提出がない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア　入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、共同企業体の名称、代表となる会社の商号又は名称を記載すること。

積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

また、「直接工事費」の次に「うち材料費」「うち労務費」を、「現場管理費」の次に「うち法定福利費の事業主負担額」「うち建退共制度の掛金」を、「工事原価」の次に「うち安全衛生経費」も記載すること（詳しくは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則、国土交通省ホームページ等を参照すること。）。

なお、設計内訳書に行を挿入することが困難である場合等は、余白や別紙に記載しても差し支えない。

イ　一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ　共同企業体構成員全ての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ　技術者配置予定調書（用紙交付）

全ての構成員について３⑴イの技術者を記載し、監理技術者にあっては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し。いずれも開札日において有効なものに限る。）を添付すること。また、監理技術者補佐又は主任技術者にあっては、その者の技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。

他の工事等（発注者を問わない）への配置状況を本調書及びコリンズで確認するため、コリンズへの反映が遅れている場合は、確認できる書類を添付すること。

本件においては、構成員ごとに３名の技術者（監理技術者及び監理技術者補佐を配置予定の場合はそれぞれ３名）を配置予定者として申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。落札

者となった場合には、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、契約締結時までに契約会計課に書面（様式任意）で報告すること（ＦＡＸ可）。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

㈠　死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

㈡　受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

オ　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（用紙交付）の写し

⑼　入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、２のホームページ（以下「ホームページ」という。）に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、ホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、Ａ４判の帳票として印刷し使用すること。

⑽　入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア　インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2024 で扱えること。）又はＰＤＦファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。

イ　端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に２の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

⑾　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問がある場合には、「設計図書に関する質問書」（別紙。様式指定。エクセル（Office2024で扱えること。）のまま添付すること。）を次の送信フォームに添付して次の期限までに提出すること。

（送信フォームのＵＲＬ）https://48f81797.form.kintoneapp.com/public/kyotocity-suido-keiyakukaikei-koujishitsumon

ア　提出期限

令和８年１２月７日（月）午後５時まで

イ　回答の公表期間

令和８年１２月１４日（月）から入札期間の最終日まで（ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。）

ウ　回答方法

イの期間内において、ホームページに入札公告と併せて掲示する。

なお、質問がなかった場合においても、その旨掲示する。

エ　注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

㈠　質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

㈡　指定した様式を用いていないもの

㈢　質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

㈣　契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

㈤　質問内容が読み取れないもの

㈥　当該入札に直接関係のないもの

㈦　前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

５　開札及び落札者の決定

⑴　開札予定日時

令和８年１２月２４日（木）午前９時

⑵　入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

⑶　落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

⑷　複数の入札がある場合の落札決定の順序

本件入札以外に、開札後、落札決定に至らない同一等級対象の入札がある場合は、次のアからエまでの方法により、落札決定を行う。この場合、適用する方法の優先順位は、ア、イ、ウ、エの順序とする。

ア　落札決定を行えるようになった日が早い入札から順に落札決定を行う。

イ　開札日時が早い入札から順に落札決定を行う。

ウ　落札候補者の入札金額が高い入札から順に落札決定を行う。

エ　契約会計課が入札案件ごとに付す契約番号が小さい入札から順に落札決定を行う。

⑸　入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア　規程第３条第１項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　３に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ　要綱第２７条第１項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ　当局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ　当局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入出辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

カ　当局が令和８年４月１日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札において、既に２件落札したことにより、年間における新たな入札への参加を制限されたとき。

キ　その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

⑹　落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商

号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日からホームページにおいて公表し、併せて２の場所で閲覧に供する。

6　再度入札に関する事項

⑴　開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、⑷により、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。

⑵　再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（⑷のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者については、電話連絡のうえ、ＦＡＸ又は電子メールにより通知する。）。

ア　再度入札を行う旨

イ　再度入札の入札期間

ウ　再度入札の開札予定日時

エ　当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

⑶　再度入札は１回限りとする。

⑷　次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア　当初入札に参加しなかった者

イ　当初入札において無効の入札を行った者

⑸　⑵の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、当局は一切の責めを負わない。

⑹　再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。

⑺　再度入札においては、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日からホームページにおいて公表し、併せて２の場所で閲覧に供する。

7　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

免除

⑵　契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額の１割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

８　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　規程第１２条各号（第３号を除く。）に該当するとき。

⑵　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

⑶　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

９　その他

⑴　本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

⑵　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　本公告に関する問合せ先　２の問合せ先に同じ。

⑸　京都市暴力団排除条例第１２条第５項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第６条第１項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が１５０万円未満である場合を除く。

⑹　本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、ホームページに本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の５開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm

⑺　下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

⑻　下請契約を締結する場合には、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「未

加入建設業者」という。）を下請負人としないよう努めること。

なお、未加入建設業者を下請負人とした場合は、受注者又は下請負人について、京都市公契約基本条例に基づく氏名等の公表若しくは競争入札への参加停止措置又は建設業許可担当部署への通報を行うことがある。

ア　健康保険法第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法第７条の規定による届出

⑼　契約締結後に提出する請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。ただし、当局においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

⑽　本件は、京都市公契約基本条例第１２条に規定する労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後２か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

⑾　落札者となった者が契約を締結しない場合（⑸の誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑿　本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

（上下水道局総務部契約会計課）